

令和7年2月定例会

総務委員会資料
(消防本部)

総務委員会資料
令和7年3月10日
消防本部警防課

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
第1条～第5条 (略)				第1条～第5条 (略)			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
区 分		年額報酬額		区 分		年額報酬額	
(略)				(略)			
副分団長		45,500円		副分団長		43,000円	
部長		37,000円		部長		35,000円	
班長		37,000円		班長		32,500円	
団員	基本団員		36,500円	団員	基本団員		30,000円
	機能別 団員	災害の防御および救 助活動に従事する者	12,100円		機能別 団員	災害の防御および救 助活動に従事する者	10,000円
		その他の者				6,000円	その他の者
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
区 分			出動報酬額 (日額)	区 分			出動報酬額 (日額)
災害に 係る職 務に従 事した 場合	災害の防御 および救助 活動に従事 した場合	4時間以上の 場合	8,000円	災害の防御および 救助活動に従事し た場合	4時間以上の 場合	8,000円	
		4時間未満の 場合	4,000円		4時間未満の 場合	4,000円	
	その他の場合		1,000円	その他の場合		1,000円	
(略)				(略)			

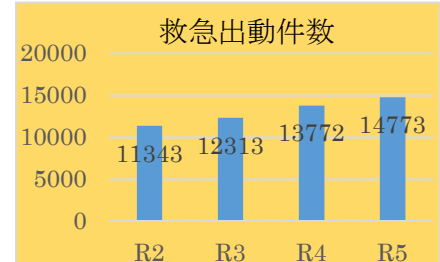
機動救急隊の配置と救急ワークステーションの拡充運用について

救急需要が増加している中でも、市民に適切な医療を提供する必要があり、現在の救急車9隊体制に日勤の救急隊1隊を加え、機動的な運用と救急ワークステーションの拡充により救急体制の強化と教育体制の充実を図るものです。

1 機動救急隊の配置

(1) 運用方法

- ・運用開始 令和7年4月上旬予定
- ・運用時間 平日8時30分から17時15分まで
- ・使用車両 更新後の旧車両
- ・配置場所 救急ワークステーションに出向した署所
- ・配置理由 救急需要対策強化



(2) 背景

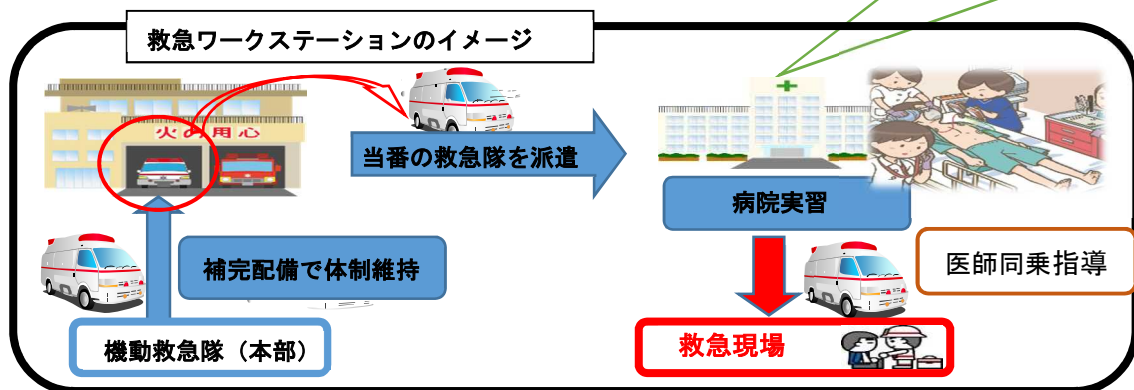
- ・令和5年中の救急出動件数が14,773件と過去最高（令和6年14,033件）
- ・2035年までの約10年間は増加（消防力適正配置調査）
- ・現場到着時間の延伸（1分27秒延伸）
（現場到着時間H31年7分6秒・R5年8分33秒）
- ・日中時間帯に全出動の52%が占め午前10時をピークに15時までに要請が多い
- ・旧秋田市内の7隊全隊出動中となる状態が頻繁に発生し、調整するも効果的策がない
- ・特に夏期は、全隊出動し予備救急隊の編成や消防隊先行出動で対応

2 救急ワークステーション

常備の救急隊を救急車で医療機関に出向させ、出動に備えながら病院実習をおこなう

- ・目的 高度な医学知識、技術の習得と判断能力の向上
- ・運用開始 令和7年4月上旬予定
- ・運用時間 平日9時から17時まで
- ・実施病院 市内5救急告示病院で週1曜日ごとに実施

市立秋田総合病院(週1)体制から
秋田大学・秋田赤十字・厚生医療・
中通総合を加えた(週5)体制に拡充



3 その他の効果

- ・各救急隊出動件数平準化による労務管理対策
- ・現場職員の働き方の選択肢（24時間勤務に新たな日勤勤務）が増える

国の実証事業への参加について

1 アナフィラキシーに対する自己注射製剤（エピペン®）の投与対象拡大についての実証

(1) 実証目的

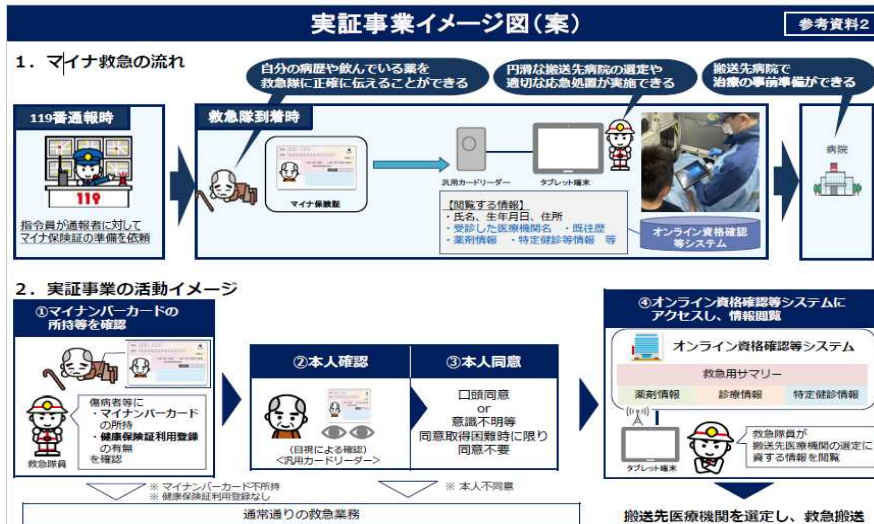
- ・アナフィラキシーは重篤な全身性の過敏反応で急速に出現し、死に至ることもある
- ・現在、救急救命士は、傷病者がエピペン®の交付をされていない場合は使用できない
- ・厚生労働省により救急救命士の処置として必要な法令等の整備を実施
- ・実施体制の整った地域で医師の具体的指示下で先行的に行う

(2) スケジュール（見込みであり変更が生じ得る）

- ・10時限の研修修了後、2ヶ月の使用確認期間を経て実証（5月）



2 「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」を図るための救急隊専用システムの実証



(1) 実証目的

- ・救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用し、医療情報等を閲覧できるシステムの構築
- ・全ての消防本部の参画を得て救急隊員専用のシステムの効果検証
- ・実際の救急現場で効果的に活用できるシステム構築
- ・有用事例を集め、効果的なマイナ救急の運用方法を検討

(2) スケジュール等（準備・取りまとめ期間を含む）

- ・タブレット端末の調達完了後（令和7年7月見込み）から令和8年3月まで
- ・実証中の統計調査のため約2ヶ月間データ入力が必要
- ・令和8年度から本運用予定

火災調査の効率化等について

1 背景

従前の火災調査は管轄の職員が基本的に非番日に実施するため、夜間に火災出動した場合は、不眠不休の状態で行わなければならない過酷な勤務体制であった。

また、火災件数の減少に伴い、火災調査業務に携わる機会が減り、経験や知識不足による技術の低下が課題となっている。

これらを受けて、令和2年度から体制の検討を始め、今年度に「本部調査員等の指名」制度を設け、本部指名調査員21名を中心に管轄区域にかかわらず火災調査を実施している。

2 目的

業務効率化および組織力向上

3 対応

- (1) 令和7年4月1日から本部指名調査員12名を集約し、土崎消防署外旭川出張所に配置する。
- (2) 警察機関や製品評価技術基盤機構と合同で行い、連携を強化する。
- (3) 災害出動については従前どおりとし、調査のため他署管内へ出向する場合は、必要に応じて他隊を移動配備させ、消防空白域をカバーする。

4 効果

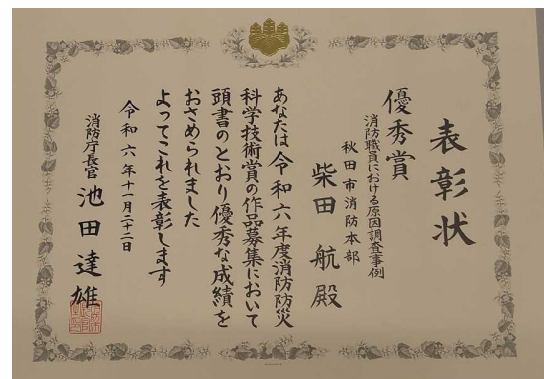
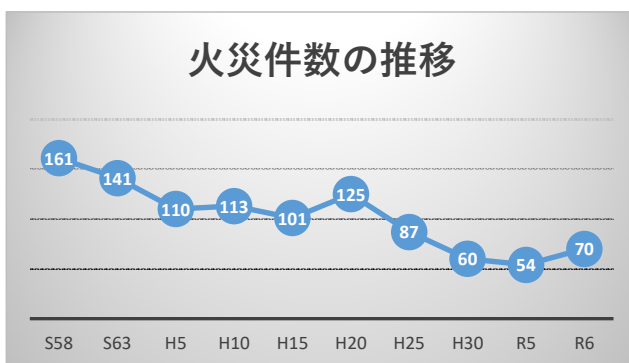
- (1) 市民へ質の高い火災調査結果を広報（類似火災防止）
- (2) 夜間の防ぎよから継続して調査を行う活動の環境改善（過重労働の減少）
- (3) 当番者での火災調査実施（時間外勤務の削減）
- (4) 火災調査書類作成期間の短縮（平均70日以上からの短縮・効率化）
- (5) 将来を見据えた構築を図り、知識、技術の伝承（人材育成）

5 予算

現時点では、特段の予算は必要なし。

次年度以降は、次の資機材の購入を計画している。

- ・ICT機器・360度カメラ・寸法計測ソフト・電子顕微鏡（配線対応）など



※職員による原因調査事例(論文)
が消防庁長官表彰を受賞

コールトリアージの導入について

令和5年7月に発生した本市豪雨災害において、平常時の10倍を超える119番通報があり、助かる命を助けるためには、限られた緊急車両を緊急度の高い現場や重症の傷病者のもとに優先して出動させる必要があった。

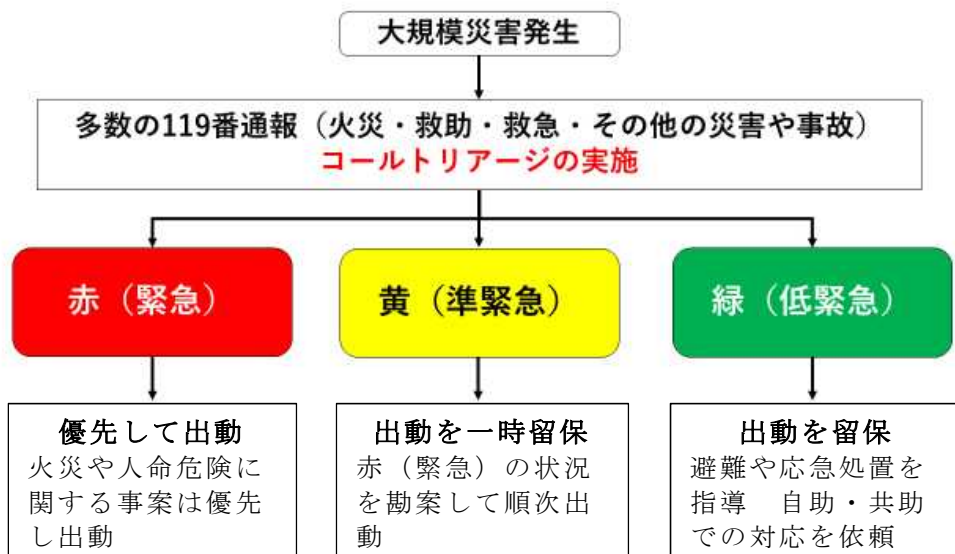
このことから、119番通報受信時に指令員が緊急度を判定し、出動の優先順位を決定するコールトリアージを導入することで、消防力の効果的な運用を図るものです。

1 適用基準

地震、台風および集中豪雨等により同時多発的に災害や事故が発生し、119番通報が多数入電することが予想される場合にのみ実施することとし、平常時は行わない。

2 緊急度の判定

通報を人命危険や拡大危険の大きい順に、赤（緊急）、黄（準緊急）、緑（低緊急）に選別し、緊急度の高い現場に優先して消防隊や救急隊を出動させる。



出動を留保する場合は、通報者の状況に応じて安全な場所への避難や応急処置の方法を指導する。救急事案の黄（準緊急）、緑（低緊急）については、一定時間経過後にコールバックし傷病者の状態を確認する。

3 施行時期

令和7年4月から運用を開始する。

4 市民への広報

消防本部 HP、SNS、広報あきたおよび119番出前講座等を通じ周知する。